（児童手当法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第四条　児童手当法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令（昭和四十六年大蔵省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により児童手当法第二十条第一項の規定を適用する場合におけるこの省令の適用については、「第八条（施行令第十一条において準用する場合」とあるのは「第八条（施行令第十一条において準用する場合及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第七十五号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法施行令」という。）第五条の規定により読み替えて適用する場合」と、「第六条第二項において準用する場合」とあるのは「第六条第二項において準用する場合及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用する場合」と、「その他同法」とあるのは「その他児童手当法及び平成二十二年度子ども手当支給法」と、「第九条第二項（施行令第十一条において準用する場合」とあるのは「第九条第二項（施行令第十一条において準用する場合及び平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により読み替えて適用する場合」と、別紙書式中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とする。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○財務省令第三十号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日　　財務大臣　菅　**直人**

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号3中「株式会社日本政策金融公庫納付金債権」を「株式会社日本政策金融公庫納付金債権　国立大学法人納付金債権」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第三十一号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十七条の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十六条に規定する業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の特例を定める省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日　　財務大臣　菅　**直人**

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十六条に規定する業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の特例を定める省令

（目的）

第一条　この省令は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十六条に規定する業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の特例を定めることを目的とする。

（株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の適用）

第二条　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十六条に規定する業務に係る会計に関する事項その他の事項については、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第三号）の規定（第一条、第三条、第九条及び第十二条の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条		法、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）
第二条第二号	法第四十一条の規定	法第四十一条及び駐留軍再編特別措置法第十八条の規定
	次条	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十六条に規定する業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の特例を定める省令（平成二十二年財務省令第三十一号）第三条
第二条第五号	次条	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十六条に規定する業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の特例を定める省令第三条

（株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の特例）

第三条　株式会社日本政策金融公庫法第四十一条及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十八条の規定により設ける勘定は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第三条の規定にかかわらず、次に掲げる勘定とする。

一　法第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定　国民一般向け業務勘定

二　法第四十一条第二号に掲げる業務に係る勘定　農林水産業者向け業務勘定

三　法第四十一条第三号に掲げる業務に係る勘定　中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

四　法第四十一条第四号に掲げる業務に係る勘定　中小企業者向け証券化支援買取業務勘定